

平成23年10月31日裁決

主文

本件再審査請求はこれを棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日に死亡した老齢厚生年金の受給権者であったA(以下「亡A」という。)の死亡当時、同人と事実上婚姻関係と同様の事情にあり、かつ、亡Aにより生計を維持していた者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。)

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、「厚生年金保険法第59条に該当する遺族と認められないため」との理由で、請求人に対し、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官(平成22年1月1日から〇〇厚生局社会保険審査官)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

4 当審査会は、亡Aと法律上の婚姻をしている配偶者であり、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金の支給を受けていたB(昭和〇年〇月〇日生まれで平成〇年〇月〇日に死亡。以下「亡B」という。)の未支給年金請求者、亡Aと亡Bの長男であるC(以下「C」という。)を平成〇年〇月〇日付で本件の利害関係人に指定した。

第3 当審査会の判断

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、厚生年金保険法(以下「法」という。)

第58条第1項及び第59条第1項の規定によれば、その者の死亡当時その者によって生計を維持していた配偶者に遺族厚生年金が支給されるが、ここにいう「配偶者」には、「婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むものとされている(法第3条第2項)。しかし、戸籍法上の届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある、いわゆる重婚的内縁関係にある場合については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずるとい法律婚主義を採用する我が国の法制からして、内縁関係よりも届出による婚姻関係を優先すべきは当然のことである。したがって、重婚的内縁関係にある者は、届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者が「婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」と認定することができるかどうかを、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があるか、否か、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在するか、否かという各点を検討した上で、判断すべきである(「事実婚関係の認定について」(昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁年金保険部長通知。以下「昭和55年5月16日通知」という。)参照)。しかして、夫が戸籍上届出のある妻以外の女性と事実上の婚姻関係にあった場合において、届出による婚姻関係がその実態を全く失ったものとなるときとは、戸籍上届出のある妻が、夫との事実上婚姻関係を解消することを合意した上、夫の死亡に至るまで長期間別居し、婚姻関係が実態を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合をいうと解するのが相当である(婚姻の届出のある妻について農林漁業団体職員共済組合法第24条1項所定の配偶者に当たらないとした最高裁判所昭和54年(行ツ)第109号同58年4月14日

第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照)。

2 一件記録によると、亡Aと亡Bは、昭和○年○月○日に婚姻し、昭和○年○月○日に長男Cが、昭和○年○月○日には二男Dが出生したこと、亡Aは、昭和○年○月○日に老齢厚生年金の受給権を取得し、死亡の当時その受給権者であったこと、亡Aと亡Bは、遅くとも昭和○年○月○日から住民票上の住所を異にし、亡Aは、同日、請求人が昭和○年○月以来住民登録している○○市○○○丁目に入転して同所を住民票上の住所とし、亡A及び請求人は、それぞれが世帯主となって住民基本台帳法上は世帯を異にしたものの、両名の住所は同一であり、同所在の住居(以下「a住居」という。)に同居していたこと、もともとa住宅の土地建物は、亡Aが、請求人において美容院を開設するための店舗兼居宅として新築したものであり、亡Aが昭和○年○月に○○○銀行から返済期間○年の約定で○○○万円の住宅ローンを借りてその資金を賄ったものであったこと、亡Aと請求人との間には、昭和○年○月○日にE(以下「E」という。)が出生しており、亡Aは、昭和○年○月○日にEを認知していること、a住宅の土地建物については、住宅ローン返済完了(昭和○年○月○日繰上返済完了)後の昭和○年○月○日に、同月○日贈与を原因とする請求人及びEに対する所有権移転登記(持分各2分の1)が經由されており、Eは、平成○年○月○日に上記持分を請求人に贈与し、同月○日に請求人に対する持分全部移転登記を完了しており、現在では、上記土地建物は請求人の単独所有となっていること、亡Aと亡Bとの婚姻関係は、両名の婚姻以来亡A死亡に至るまで解消されたことは1度もなく、亡Aの老齢厚生年金失権届は亡Bにより手続がされていること、以上の各事実が認められるのであって、これらが一件記録により認められる亡A、亡B及び請求人間の基本的事実関係であるが、本件の当

面の問題点は、亡Aの死亡当時、亡Aと亡Bとの婚姻関係が実態を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化していると評価すべき事情があると認められるかどうかであり、これらの事情が認められない限りは、請求人が亡Bを差し置いて、「婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」と認められる余地はなく、これらの事情があると認められて初めて、請求人が亡A死亡の当時、同人によって生計を維持していたかどうか(より具体的には両者が生計を同じくしていたか、及び、請求人が将来にわたって850万以上の年収(又は655万5000円以上の年間所得)を有すると認められる者以外のものであるか)が問題となる(法第59条第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10及び「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知等))。

3 亡F作成の「生計維持・同一証明書」(平成○年○月○日付で民生委員Gが証明したもの)、亡Aに係る入院診療計画書及びリハビリテーション総合実施計画書(平成○年○月○日実施日)、同人に係る「平成○年分の所得税の確定申告書A」、亡Aについて後見を開始し、亡Aの成年後見人としてCを選任する旨の審判謄本(平成○年○月○日付で○家庭裁判所○○○支部裁判所書記官が認証したもの)、亡A名義の○○銀行○○a支店の総合口座通帳(平成○年○月○日から平成○年○月○日までの銀行取引の記載があるもの)、「ご入院費のお知らせ」と題するはがき(b病院(以下「b病院」という。))に係る平成○年○月から同年○月分のもの)、亡A及び亡Bに係る新法裁定原簿(失権・厚年)及び改定記録照会及び審理期日における請求人の陳述並びに本件手続の全趣旨から、次の事実が認められる。

(1) 亡Aは、平成○年○月○日脳梗塞

を発症し、同月〇日から〇〇大学医学部付属病院に入院したが、その症状は重く、通常の会話はできなかった。

(2) 亡Aは、脳梗塞後遺症（右片麻痺、失語症、認知症）と診断されたため、Cが亡Aは精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるとして、亡Aについて後見開始の審判を申し立て、〇〇家庭裁判所〇〇〇支部は、平成〇年〇月〇日、亡Aについて後見を開始し、その成年後見人としてCを選任した。

(3) 亡Bは亡Aに係る老齢厚生年金の加給年金対象者であり、亡Aに係る平成〇〇年分の所得税の確定申告においては、亡Bが配偶者控除及び障害者控除の対象者とされ、配偶者控除として〇〇万円、障害者控除として〇〇万円が控除された。

(4) 亡Bは、平成〇〇年〇〇月〇日付で裁定された、亡Aに係る遺族厚生年金の支給を受けていたが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したため、遺族厚生年金は失権した。

(5) 請求人はCが成年後見人に就任するまで、亡Aの年金が振り込まれていた預金口座に係る通帳を管理しており、当該口座からb病院に係る亡Aの入院費用が引き落とされていた。

利害関係人は、亡Bに対し、亡Aから定期的に生活費が振り込まれていた旨及び別居した間の光熱費は自動的に亡Aの口座から引かれていた旨主張するがこれらの主張事実を認めるに足りる資料はない。

4 上記認定事実によると、亡Aは、亡Bとの婚姻中の昭和〇年〇月に、請求人との間に子Eをもうけ、昭和〇年〇月から〇月にかけて、住宅ローンを借りて請求人が美容院を開設するための店舗兼住宅を新築して、請求人とEを住ませ、昭和〇年〇月には住宅ローンの繰上返済を完了し、昭和〇年〇月〇日にEを認知し、昭和〇年〇月〇日にa居宅の土地建物を請求人及びEに贈与し、昭和〇年〇月〇

日にa居所在地に住民票上の住所を移転していることが認められるのであって、これらの事実、一件記録により認められる次の事実、すなわち、上記後見開始申立事件において、亡Aの兄弟姉妹〇名のうち、姉〇名及び妹〇名が寄せた家庭裁判所からの照会に対する回答では、全員が請求人を後見人に選任することに賛成し、その理由として長い間（〇〇年間）にわたり生活を共にしてきたことや亡Aの入院の手配やその看護等を行っていることを挙げていることを考慮すると、亡Aと請求人との関係は、亡Aと亡Bとの関係よりも密接であったといえることができる。しかしながら、受給権者と重婚の内縁関係にある者との関係が密接であるために、法律上の妻との関係が疎遠になっていることをもって、法律上の婚姻関係が形骸化しているとか、事実上の離婚関係にあるということはいえないのであって、上記最高裁判所判決がいう法律上の婚姻関係の形骸化とは、受給権者とその妻との間に婚姻関係を解消することについての合意があり、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということではないと解するのが相当である。亡Aは、亡Bとの間で長期間別居を継続し、少なくとも請求人との間で〇〇年以上の同居を継続しているのであるが、上記認定のとおり、亡Aは、老齢厚生年金の加給年金対象者としては請求人を届け出ることなく、亡Bを届け出て亡Bに係る加給年金額を受給していたのであり、さらに、亡Bを所得税法上の控除対象配偶者及び障害者控除の対象者として申告していた事実が認められるほか、利害関係人から提出された資料によると、亡Aは、平成〇年から平成〇年までは毎年亡BやCの家族と共に旅行をしていること、亡Aは、亡Aの生家（なお、亡Aは、H家を家督相続した戸主であったものである。）の土地建物が売却されるのに先立って、先祖代々の位牌等を保管保持する必要があったところ、体調不良のため、こ

れを亡B及びCに託したこと、亡B及びCは、平成〇年〇月に仏壇や位牌を亡Bの住所地に移し、亡Bが祭祀を守っていること、亡Aは、平成〇〇年〇月に、Cの子I（亡A及び亡Bの孫で当時小学校5年生。）に宛てた手紙で、2度目の手術を終えてしばらくしたら〇〇〇に行く旨を書き送っていることが認められるのであって、亡Aは、亡Bとの永年にわたる別居の状態を是としつつも、亡Bとの婚姻関係を積極的に承認して所得税法上及び厚生年金保険法上の手続を行っているほか、亡B及びC家族との旅行をし、亡BにH家の祭祀を託する等の行為を通じて夫婦間の交流通信を維持していたことが認められる。確かに、亡Aが亡Bに対してその生計の費を負担していたことについては、その裏付けとなる明確な客観的資料はないけれども、亡Aと亡Bが離婚について合意した事実を認めるに足りる証拠はなく、離婚の前提となる離婚給付の事実もその合意の事実も認めるに足りず、亡A又は亡Bのいずれかが離婚を希望した事実さえもこれを認めるに足りないのであって、亡Aと亡Bの別居が両名又はいずれか一方の婚姻関係を解消するとの意思に基づくものであると認めるには足りない。そうすると、亡Aと亡Bとの法律上の婚姻関係が、夫婦とは名ばかりの、実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものであったということとはできない。したがって、請求人が法律上の妻である亡Bを差し置いて、「婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者」と認められる余地はなく、請求人は、法第59条第1項、第3条第2項所定の配偶者に当たらないといわざるを得ない。

- 5 以上の認定及び判断の結果によると、原処分は結論において妥当であり、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。